

にかほ市ワーケーション事業実施支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 首都圏をはじめとする市外企業に本市でワーケーションを実施してもらうことで、本市が有する自然環境や地域内事業者との繋がりを生み関係人口を創出することにより、企業の地方拠点化を促進し企業誘致や地域課題解決に繋げることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション 通常の勤務地とは異なる土地や場所で仕事を行い、仕事以外の時間を観光、体験又は地域交流などに充てることで生産性の向上や心の健康を高める効果が期待される働き方
- (2) ワーケーションプログラム にかほ市の人や自然環境といった地域資源を活用した以下の事業のことで当該滞在期間中にテレワークを活用して働く仕事部分と、観光、体験、地域交流などを行う余暇部分を組み込んだ商品パッケージのことをいう。
 - イ 地域交流型ワーケーション
 - ロ 親子で楽しむ実践教育型ワーケーション
 - ハ 地域課題解決を目的とした課題解決型ワーケーション
 - ニ その他市長が必要と認めたもの
- (3) フリーランス 特定の企業や団体、組織に専従しておらず、自らの技能を提供することにより社会的に独立した個人事業主

(補助対象者及び要件)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時点で本市に拠点を有していない企業に勤務する役員若しくは社員又は、市外を拠点としているフリーランス
- (2) ワーケーション実施期間は2日以上とし、原則市内に宿泊すること。
- (3) 市が提供するワーケーション専用サイトからワーケーションプログラムを申込みした者、又はその他市長が認めた者
- (4) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」に該当する事業でない

こと（ただし、同法第2条第1号及び第2号において、市長が必要と認めるものについてはこの限りでない。）、又は公序良俗に反する事業を営む者でないこと。

- (5) にかほ市暴力団排除条例（平成24年にかほ市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当しないものであること。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 ワークーションの実施に要する経費のうち、本市までの往復交通費、滞在期間中の宿泊費及び市内の移動に係る交通費（以下「旅費」という。）の2分の1を補助し、1泊当たりの補助金額は、1人30,000円（千円未満切捨て）を上限とし、5泊分を限度とする。補助対象経費は、国・都道府県その他の公的機関から同種の補助金等を受けていないもので、企業等から宿泊費及び交通費の支給を受けている場合は、支給範囲を超えた部分。ただし、企業の福利厚生の一環として社内規定に基づき支給されている場合はこの限りでない。

（交付申請）

第5条 ワークーションを実施する者（以下「申請者」という。）は、ワークーション事業実施支援補助金交付申請書（様式第1号）及びワークーション事業実施支援補助金交付実施計画書（様式第2号）により申込みを行うものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、ワークーション事業実施支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請者が第3条に規定する補助対象者に該当しないとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の交付決定をしないものとし、その場合は、ワークーション事業実施支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）の様式により通知するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) にかほ市暴力団排除条例（平成24年にかほ市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係であり、当該組織の利益になると認められるとき。
- (3) 施設や設備及び備品（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 前号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 第5条に規定する申請書及び計画書に偽りがあったとき。
- (3) 施設等の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、申請者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(交付決定者の遵守事項)

第8条 交付決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用する施設の規定に従って使用すること。
- (2) 施設等を利用する権利を他人へ譲渡又は転貸しないこと。
- (3) その他市長の指示に従うこと。

(損害賠償)

第9条 交付決定者は、自己の責めに帰すべき事由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第10条 交付決定者は、ワーケーションが終了したとき、又は第7条第1項の規定により交付決定を取り消され、若しくはワーケーションを中止させられたときは、利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、ワーケーションが終了したときは、速やかにワーケーション事業実施支援補助金交付実績報告書（様式第5号）（以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 旅費の明細及び領収書の写し
- (2) ワーケーションの実施状況写真（労働状況・休暇状況）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、事業完了の日から30日を経過した日、又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該報告書に係る書類等の審査により、適当と認めるときは、予算の範囲内において交付する補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

2 前項の支給決定の通知は、ワーケーション事業実施支援補助金交付確定通知書(様式第6号)によるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条により補助金の額の確定を受けた者は、速やかにワーケーション事業実施支援補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。